

議案第19号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金徴収条例の一部  
を改正する条例について

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金徴収条例の一部を別紙の  
とおり改正する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金徴収条例の一部  
を改正する条例

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金徴収条例（平成15年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（保護者負担額）

第2条 法の規定に基づき、市が共済掛金の額のうち児童、生徒又は幼児（以下この項において「児童等」という。）の保護者から徴収する額（以下「保護者負担額」という。）は、次の各号に掲げる児童等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。

(1) 市立小中学校児童生徒 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「令」という。）第7条第1号で定める額に10分の4を乗じて得た額

(2) 市立幼稚園幼児 令第7条第4号で定める額に10分の6を乗じて得た額

(3) 市立保育園児童 令附則第5条第1項で定める額に10分の6を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定するものをいう。）及びこれに準ずる程度に困窮していると認められる者については、経済的な理由により、保護者負担額を徴収しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。